

令和 7 年 度

刈 谷 市 各 会 計 補 正 予 算 書

令和 7 年 6 月定例会

議案第 57 号

令和 7 年度刈谷市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度刈谷市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 921,770 千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,198,230 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 11 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		179,148	△22,042	157,106
	1 負担金	179,148	△22,042	157,106
14 使用料及び手数料		1,386,047	△26,513	1,359,534
	1 使用料	1,302,417	△26,513	1,275,904
15 国庫支出金		11,193,442	△75,232	11,118,210
	2 国庫補助金	2,989,504	△75,232	2,914,272
16 県支出金		5,018,828	4,008	5,022,836
	2 県補助金	1,952,011	4,008	1,956,019
19 繰入金		3,742,654	△43,291	3,699,363
	1 繰入金	3,742,654	△43,291	3,699,363
20 繰越金		1,000,000	3,600	1,003,600
	1 繰越金	1,000,000	3,600	1,003,600
22 市債		3,770,000	△762,300	3,007,700
	1 市債	3,770,000	△762,300	3,007,700
歳 入 合 計		75,120,000	△921,770	74,198,230

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		31,534,627	16,072	31,550,699
	2 児童福祉費	15,953,855	15,874	15,969,729
	3 生活保護費	1,518,164	198	1,518,362
4 衛生費		5,897,889	22,000	5,919,889
	1 保健衛生費	3,084,603	22,000	3,106,603
6 農林水産業費		781,675	17,572	799,247
	1 農業費	781,675	17,572	799,247
7 商工費		1,955,376	32,000	1,987,376
	1 商工費	1,955,376	32,000	1,987,376
8 土木費		12,828,254	56,886	12,885,140
	4 都市計画費	6,914,484	2,486	6,916,970
	5 下水道費	2,017,111	54,400	2,071,511
10 教育費		11,127,477	△1,066,300	10,061,177
	2 小学校費	1,748,603	△262,100	1,486,503
	3 中学校費	1,500,690	△804,900	695,790
	4 特別支援学校費	162,746	0	162,746
	5 社会教育費	3,169,960	700	3,170,660
歳 出 合 計		75,120,000	△921,770	74,198,230

第2表 地方債補正

廃止

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校 改修事業	73,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその 条件によ り、銀行そ の他の場合 にはその債 権者と協定 するものに よる。ただ し、市財政 の都合によ り据置期間 及び償還期 限を短縮 し、若しく は繰上償還 又は低利に 借換えする ことができる。	—	—	—	—
体育館 トイレ等 改修事業 (小学校)	103,800							
雁が音 中大規 校模 造事業	500,500							
体育館 トイレ等 改修事業 (中学校)	84,400							

議案第 58 号

令和 7 年度刈谷市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度刈谷市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度刈谷市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号に定めた主要な建設改良事業の管渠施設費を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
管渠施設費	993,964 千円	70,380 千円	1,064,344 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	3,814,554 千円	74,000 千円	3,888,554 千円
第 1 項 営業収益	1,902,789 千円	54,320 千円	1,957,109 千円
第 2 項 営業外収益	1,911,755 千円	19,680 千円	1,931,435 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	3,814,513 千円	74,000 千円	3,888,513 千円
第 1 項 営業費用	3,564,730 千円	74,000 千円	3,638,730 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,534,486 千円	70,380 千円	1,604,866 千円
第 1 項 企業債	410,500 千円	70,300 千円	480,800 千円
第 2 項 出資金	892,467 千円	80 千円	892,547 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	2,394,574 千円	70,380 千円	2,464,954 千円
第 1 項 建設改良費	1,075,260 千円	70,380 千円	1,145,640 千円

(継続費)

第5条 令和6年度刈谷市下水道事業会計予算第5条に定めた継続費を次のとおり補正する。

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	公 共 下 水 道 汚 水 整 備 事 業	992,027	6	285,996	1,062,407	6	285,996
				7	356,580		7	426,960
				8	349,451		8	349,451

(企業債)

第6条 予算第5条に定めた起債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	410,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその 条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するもの による。た だし、企業 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し しくは繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。	480,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその 条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するもの による。た だし、企業 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し しくは繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。

令和7年6月11日提出

刈谷市長 稲 垣 武